

# 山田緑地 フリーマーケット規定

## フリーマーケットの目的

- ・山田緑地で行うフリーマーケットは、山田緑地管理事務所がイベントとして主催または共催事業として行う場合に適用します。山田緑地フリーマーケットは、市民に循環型社会の構築（リサイクル）や自然を楽しみながら賑わいを楽しむエコ意識の向上を目指して実施することを目的としています。

## 出店申込

- ・イベント主体の団体は、山田緑地管理事務所に「イベント申し込み表」を提出し許可を受けます。
- ・イベント主体の団体は、出店者が山田緑地「出店申請書」を提出するかまたは同等の内容を確認し、必要時に提示できるように資料を保管しておくようにします。
- ・「イベント申し込み表」には、出店店舗数、選定方法、出店内容や主な商品の価格などを記載または添付資料として提出します。
- ・イベント主体の団体は、「イベント申し込み表」の許可条件を遵守し、出店者との連絡調整を行います。

## 出店資格

- ・趣旨に賛同いただける個人・グループ・団体・その他
- ・出店者（代表者）は、申込み時点で満20歳以上であること
- ・販売を業としないもの（営利目的の出店は不可。）
- ・暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有するものでないこと（当選後、この事実が判明した場合、出店を取り消します。）
- ・その他山田緑地が不適切当。と判断する場合。

## 出店手数料

- ・屋外の場合1区画につき**2,000円**  
（幅2.5m×奥行き2.5m）※開催当日のお支払いとなります。
- ・屋内の場合は部屋代の支払いとします。

## 出店店舗数

- ・部屋により事前に配置のできる区画数とします。（1出店者につき最大2区画まで）

## 出店について

- ・開催当日は、イベント主体の団体が出店者の確認を行います。
- ・出店位置は事前に山田緑地管理事務所に提出した資料により配置します。（屋外の場合は資料をもとに管理事務所職員の指示）。
- ・高価なもの（3,000円以上）骨とう品、機械類は、原則として不可とします。必要に応じて販売者の連絡先や領収書を渡すなど、後日のトラブル防止に努めてください。

## 企業の出店について

- ・飲食や業としての企業出店は、市への申請が必要であるため管理事務所に事前に相談ください。

## キャンセルについて

---

- ・都合によりイベントを中止する場合は、速やかに山田緑地にご連絡ください。
- ・出店者のキャンセルや問い合わせは、イベントの主体団体が責任をもって行ってください。

## その他販売禁止品

---

- ・医薬品・嗜好品・生き物・危険物（ガソリン、灯油、ガス類等）
- ・偽ブランド品や海賊版・コピー商品等の違法商品及び盗品。
- ・金券類（切手、図書券、商品券、カード等）、高額な貴金属
- ・公序良俗に反するもの、法律・関係諸条例（古物販売法など）に反するもの。  
その他、山田緑地が不適切と判断するもの。  
※飲食物やワークショップ、仕入れによる販売は別途、管理事務所と打合せが必要となります。

## 禁止事項

---

- ・ゲーム形式・福袋・くじ引き。実演（バルーン、マッサージ、占い、化粧等）の販売方法。 ※
- ・強引な客引きや公園利用者への迷惑行為。掛け売り行為。大声を出す、拡声器を使うなどの呼び込み。
- ・会場内での発電機等の電源の使用や火気の使用。 ・ゴミの投棄及び放置。
- ・個別の営業行為についてのチラシや SNS での呼びかけ。
- ・他の出店者への迷惑行為や運営上支障をきたす行為。その他山田緑地が不適当と判断する行為。  
会場内での飲酒など公園利用禁止事項の趣旨に抵触するものについても同様に禁止。
- ・駐車場以外の園内において許可のない車の駐車。 ※子どもの縁日や福祉目的等の場合を除く

## 開催中の自己責任と山田緑地の指示について

---

- ・イベント主体の団体は個別の出店者にトラブルがおきないように指導し、出店者の販売行為については自己責任であることを明確にしておいてください。
- ・山田緑地では、金銭や商品のやり取り、各種トラブル、会場内外、駐車場内での事故・盗難、また天災等の不可抗力の原因などによる損失及び損害に関しては一切責任を負いません。また、山田緑地では特別な場合（スタッフが立ち会って指示を出した場合）を除き、当事者間の責任とし、各種トラブルなどについて関与しません。

## 中止について

---

- ・気象状況、会場の都合により開催が中止となる場合は、開催・中止の判断を開催前日の 13:00 までに山田緑地に連絡し、ホームページに掲載するように打ち合わせしてください。  
※掲載ホームページ 山田緑地公式ホームページ <http://www.yamada-park.jp>
- ・開催決定後も、やむを得ず山田緑地として開催を中止する場合があります。  
(例：市内全域に光化学スモッグ発令、PM2.5の異常値の発表、荒天予報が発生した場合など。)
- ・中止を決定した場合は、天候が回復した場合でも開催しません。
- ・当日の天候や運営の都合により生じた派生的・間接的損害（営業上の営利の損出や損害を含む）について山田緑地では一切責任を負いません。
- ・開催後に中止となった場合、原則として出店料や部屋代は返金致しません。